

## RIOCROSS SOCCER SCHOOL 会員規約

### 第1条（名称）

当スクールは RIOCROSS SOCCER SCHOOL（以下 スクール）と称する。

スクールとは、アドバンススクール・スペシャルスクール・GKスクール ZERO・クロススポーツパーク のことを指す。

### 第2条（目的）

当スクールは、これまでに培われてきた RIOCROSS メソッドを軸に、各年代や個人のスキルに応じたトレーニングでスクール生の成長を促します。

### 第3条（会員）

当スクールの会員とは、当スクールの指導者及び当スクールの目的に賛同し、当スクールに入会申込書を提出したものとする。

### 第4条（入会資格）

#### 1、幼児～小学生の男女

※GKスクール ZERO は小学3年生～高校3年生の男女とする。

※クロススポーツパークは小学1年生～小学6年生の男女とする。

#### 2、心身ともに健康であり、家庭の十分な理解が得られる者。

#### 3、概要に定める会費を納められる者。

#### 4、希望スクールの種目が大好きで、何事にも全力で取り組める者。

### 第5条（入会手続き）

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入の上、保護者の同意・署名捺印のうえ当スクールに提出する。

### 第6条（会費等）

当スクールに入会する者は、別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。

### 第7条（会費の不返還）

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

### 第8条（会費の滞納）

スクール生が会費の納入を怠ったときは、当スクールは指導を停止、または該当スクール生を退会させることができる。

#### 第9条（会費の変更）

本規約に基づいて当スクール会員が負担すべき諸費用（入会金・年会費・月会費など）を社会の情勢の変動に応じて変更することができる。この場合は、事前にスクール会員全員に告知する。

#### 第10条（悪天候による中止の判断及び連絡方法）

原則は雨天決行とする、但し、悪天候が予想される場合はスクールを中止とする。中止となった場合の振替は原則行わない。スクール中の天候の急変により悪天候となった場合は活動を即座に中断して当スクール生の安全確保を最優先とする。また天候回復が見込めない場合はスクールを中止し保護者へ連絡する。

※クロススポーツパークは、雨天時は中止とする。別途、校内事情や芝生グラウンドの状況により中止する場合がある。

#### 第11条（会員更新）

原則として、退会届提出までは当スクール会員を自動更新とする。

※6年生の卒業時のみ退会届の提出は不要とする。

#### 第13条（会員・スクール生の変更事項）

スクール生は、住所、連絡先など入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

#### 第14条（資格喪失）

- 1、退会届を提出した場合。
- 2、当スクール会員の規約を遵守できない場合。
- 3、当スクール会員のイメージや権利を著しく損なう行為をとった場合。（個人保有のSNS投稿含む）

#### 第15条（事故の責任）

1、スクール生は、当スクールが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い自己責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、当スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

2、スクール生は当スクールが指定するスポーツ保険に必ず加入するものとする。

#### 第16条（休会）

原則休会は認めない。但し、以下の場合のみ休会を認める事とする。その場合必ず休会届の提出が必要となる。

- 1、当スクールの活動中に怪我をした場合、休会を認める事とする。
- 2、当スクールの活動外（所属チーム・私生活）で怪我をした場合、休会を認めるが休会費として月会費の半額分を徴収する。

#### 第17条（退会）

当スクール会員が退会を希望する場合は、1ヶ月前までに退会届を提出する事をもって退会を認める。  
退会時に未納金がある場合は、完納することにより退会を認める。

#### 第18条（復会）

当スクールの復会を希望する場合は、担当コーチに申し出なければならない。

#### 第19条（写真・映像の使用）

当スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を当スクールのホームページ、その他プロモーションにし使用する場合がある。

#### 第20条（個人情報の取り扱い）

当スクールは、法令を遵守し厳正に取り扱う。

#### 第21条（その他）

練習や試合での指導については、指導者以外のコーチングは一切禁止とする。また指導内容や選手選考などに関しては、全て指導者の意思で決定する。

#### 第22条（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は当スクールが別に定める。

#### 第23条（発効）

本規約は2024年4月1日より発行するものとします。